

【照合印について】

【質問】

行政庁で確認申請書を事前に照合するサービスあるようですが、どのようなものなのか。

【回答】

事前に行政庁窓口で、確認申請の配置図に記載された道路等の内容を確認し問題ない場合、「照合印」を押印してくれるサービスがあります。

下記の表は、各行政庁の「照合印」サービスの有無をまとめたものです。

手戻り等を未然に防ぐために本サービスの利用をお勧めします。

また、照合印が無い場合、センターから行政庁へ照会し確認する必要があります。そのため時間を頂く場合もあるので、スムーズな審査のためにもご協力ください。

行政庁	道路種別（法第42条）						都市計画施設 の位置	下水道処 理区域
	2項	2項外 ※1	1項 二号	1項 三号	1項 四号	1項 五号		
下田市							○	
熱海市							○	
伊東市	○						○	
沼津市	○		△※2	○	○	○		○
三島市							○	○
伊豆の国市							○	
御殿場市	○		△※2	○	○	○		○
富士宮市							○	
富士市	○	○	△※2	○	○	○	○	○
静岡市	○	○						
焼津市	○	○						
藤枝市	○							
磐田市	○		○	○	○	○	○	
掛川市	○		○	○	○	○		
袋井市								○
菊川市	○							
森町	○							
浜松市	○		△※2	○	○	○	○	
湖西市								○

上表に記載されていない市町については、表に掲げる「照合印」の取扱い無し（H28年度 現在）

※1：建築基準法上の道路でない幅4m未満の通路等の照合

※2：都市計画法施行規則第60条に基づく適合証明書の添付がある場合は不要

注：既存幅員が1.8m未満2項道路については道の指定日、指定日を記載（法42条6項）